

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	家賃の減額
処分権者	市長
根拠規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第13条第1項
基準規定	周南市特定公共賃貸住宅条例施行規則第11条
審査基準	<p>周南市特定公共賃貸住宅条例施行規則第11条          （入居者負担額の決定方法）          第11条 条例第15条第2項に規定する規則で定める入居者負担額の決定方法（次項に規定する方法を除く。）は、次のとおりとする。ただし、入居者負担額は、当該特定公共賃貸住宅の家賃を上回らないものとする。</p> <p>（1）入居者負担額は、次に掲げる入居者の所得の区分に応じて、別表第2に掲げる額とする。</p> <p>ア 158,000円以上259,000円以下          イ 259,000円を超え350,000円以下          ウ 350,000円を超え487,000円以下</p> <p>（2）入居者負担額の適用期間は、10月1日（以下「基準日」という。）から1年間までの期間とする。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	家賃等の減免又は徴収猶予
処分権者	市長
根拠規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第16条
基準規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第16条
審査基準	<p>周南市特定公共賃貸住宅条例第16条 （家賃等の減免又は徴収猶予）</p> <p>第16条 市長は、入居者が地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等の災害による被害を受けたとき、又はその他特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、期限を定めて当該家賃又は入居者負担額を減免し、又は徴収を猶予することができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	市営住宅の入居の決定
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第8条第2項
基準規定	周南市営住宅条例第6条;第7条;第9条
審査基準	周南市営住宅条例第6条、第7条及び第9条規定は略
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	家賃の減免又は徴収猶予
処分権者	市長
根拠規定	周南市営改良住宅条例第6条
基準規定	周南市営住宅条例第16条 周南市営住宅条例施行規則第11条
審査基準	<p>周南市営住宅条例施行規則第11条 (減免基準)</p> <p>第11条 条例第16条に規定する別に定める減免基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者が条例第16条第1号に該当する場合は、次のア、イ又はウの区分に従い、それぞれ当該ア、イ又はウに定める額を免除し、又は減額する。</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅の扶助の受給者で、家賃が同法の規定による住宅扶助基準限度額を超えるもの 住宅扶助基準限度額を超える額を免除する。</p> <p>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による住宅支援給付の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅支援給付基準限度額を超えるもの 住宅支援給付基準限度額を超える額を免除する。</p> <p>ウ 入居者及び同居者の所得月額（課税対象となる収入及び非課税所得とされる年金、給付金等のすべての収入を計算の基礎として、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号の規定に準じて算出した額）が令第2条第2項の入居者の収入の区分のうち最低の入居者の収入に区分する額の2分の1に満たない者 市町村民税課税世帯は減額率を25パーセント、市町村民税非課税世帯は減額率を50パーセントとしてそれぞれ算定した額を減額する。この場合において、減額すべき額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が条例第16条第2号又は第3号に該当する場合は、次のア又はイの区分に従い、前号の規定に準じ免除し、又は減額する。</p> <p>ア 病気等によりおおむね3月以上にわたり療養する必要があるため、そのための支出を控除すれば前号と同程度の収入となるもの</p> <p>イ 災害より容易に回復し難い損害を受け、そのための支出を控除すれば前号と同程度の収入となるもの</p> <p>(3) 条例第16条第4号に該当する場合は、次に掲げる各号の取扱いによるものとする。</p> <p>ア 条例第16条第1号から第3号までに準じると認められる場合は、前2号の基準に準じる。</p> <p>イ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正等制度移行に伴って減額の措置が必要と認められる場合は、その都度市長が決定する。</p> <p>2 減免の期間は、1年以内の期間を定めて行うものとし、必要に応じてその期間を短縮し、又は延長することができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	特定公共賃貸住宅の入居の決定
処分権者	市長
根拠規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第7条
基準規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第6条;第8条
審査基準	<p>周南市特定公共賃貸住宅条例第6条、第8条            （入居者の資格）</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 現に同居し、又は同居しようとする親族等があること。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>ア 前条のいずれかに該当する事情がある者</p> <p>イ 同居の親族等がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に入居しようとする者</p> <p>（2） 所得が市長の定める基準に該当する者であること。</p> <p>（3） 市町村税を完納している者であること。</p> <p>（4） その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>（5） 自ら居住するため住宅を必要とする者であること。</p> <p>（入居者の選定）</p> <p>第8条 市長は、前条の申込みを受理した者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	駐車場の使用料の免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第58条第2項
基準規定	周南市営住宅条例施行規則第25条第2項
審査基準	<p>周南市営住宅条例施行規則 第25条第2項          （駐車場の使用料の額）          第25条2 条例第58条第2項の規定により使用料の減免をすることができる場合は、入居者又は同居者が身体障害者等であり、かつ、駐車場の使用許可を受けた自動車に対する自動車税又は軽自動車税が減免されているときとする。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	駐車場の使用許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第56条
基準規定	周南市営住宅条例第55条
審査基準	<p>周南市営住宅条例第55条 （駐車場の使用者の資格）</p> <p>第55条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 市営住宅の入居者又は同居者であること。</li> <li>（2） 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。</li> <li>（3） 駐車場の使用料を支払うことができること。</li> <li>（4） 第41条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。</li> </ol>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	改良住宅の入居の決定
処分権者	市長
根拠規定	周南市営改良住宅条例第4条
基準規定	周南市営改良住宅条例第4条;第6条
審査基準	<p>周南市営改良住宅条例第4条、第6条          （入居者の資格及び選考）</p> <p>第4条 改良住宅に入居することができる者は、法第18条各号に掲げるもので、かつ、周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号。以下「市営住宅条例」という。）第6条第1項第4号の条件を具備する者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、市営住宅条例第4条、第5条、第6条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の規定を準用し、現に住宅に困窮していることが明らかな者を改良住宅に入居させることができる。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、市営住宅条例第6条第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「214,000円」とあるのは「13万9,000円」と、「158,000円」とあるのは「11万4,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>（市営住宅条例の規定の準用）</p> <p>第6条 市営住宅条例第8条第1項及び第2項、第11条から第13条まで、第15条（第2項を除く。）、第16条から第19条まで、第20条（第2項を除く。）、第21条から第27条まで、第28条第3項、第29条、第33条、第35条、第40条、第41条、第62条から第67条まで並びに第69条の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、市営住宅条例第17条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは「第41条第1項」と、市営住宅条例第20条第3項中「第1項第1号」とあるのは「前項第1号」と、市営住宅条例第28条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、市営住宅条例第35条第1項中「第14条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは、「周南市営改良住宅条例第5条の規定による家賃の決定、同条例第6条の規定により準用される市営住宅条例第16条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第33条の住宅のあっせん等」と、市営住宅条例第40条第1項、第62条及び第63条中「市営住宅監理員」とあるのは「改良住宅監理員」と読み替えるものとする。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	社会福祉法人等への使用許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第42条
基準規定	周南市営住宅条例第42条;第43条;第45条
審査基準	<p>周南市営住宅条例第42条 （使用許可）</p> <p>第42条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の名称	家賃の減免又は徴収猶予
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第16条
基準規定	周南市営住宅条例施行規則第11条 周南市市営住宅家賃等減免・徴収猶予取扱要領第2条
審査基準	<p>周南市営住宅条例施行規則第11条 (減免基準)</p> <p>第11条 条例第16条に規定する別に定める減免基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者が条例第16条第1号に該当する場合は、次のア、イ又はウの区分に従い、それぞれ当該ア、イ又はウに定める額を免除し、又は減額する。</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅の扶助の受給者で、家賃が同法の規定による住宅扶助基準限度額を超えるもの 住宅扶助基準限度額を超える額を免除する。</p> <p>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による住宅支援給付の受給者で、家賃額が同法の規定による住宅支援給付基準限度額を超えるもの 住宅支援給付基準限度額を超える額を免除する。</p> <p>ウ 入居者及び同居者の所得月額（課税対象となる収入及び非課税所得とされる年金、給付金等のすべての収入を計算の基礎として、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号の規定に準じて算出した額）が令第2条第2項の入居者の収入の区分のうち最低の入居者の収入に区分する額の2分の1に満たない者 市町村民税課税世帯は減額率を25パーセント、市町村民税非課税世帯は減額率を50パーセントとしてそれぞれ算定した額を減額する。この場合において、減額すべき額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が条例第16条第2号又は第3号に該当する場合は、次のア又はイの区分に従い、前号の規定に準じ免除し、又は減額する。</p> <p>ア 病気等によりおおむね3以上にわたり療養する必要がある、そのための支出を控除すれば前号と同程度の収入となるもの</p> <p>イ 災害より容易に回復し難い損害を受け、そのための支出を控除すれば前号と同程度の収入となるもの</p> <p>(3) 条例第16条第4号に該当する場合は、次に掲げる各号の取扱いによるものとする。</p> <p>ア 条例第16条第1号から第3号までに準じると認められる場合は、前2号の基準に準じる。</p> <p>イ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正等制度移行に伴って減額の措置が必要と認められる場合は、その都度市長が決定する。</p> <p>2 減免の期間は、1年以内の期間を定めて行うものとし、必要に応じてその期間を短縮し、又は延長することができる。</p>
標準処理期間	14日
備考	